

熊本県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年1月29日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	大 浜 小天線	玉名市大浜町字烏帽子開 3461番3地先から 同 所 同 字 3461番1地先まで	前	9.5 ～ 10.3	21.0	単交安
			後	10.3 ～ 10.6	21.0	

2 区域変更する期日 平成15年1月29日

熊本県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年1月29日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊 本 鈴 麦 線	鹿本郡植木町大字滴水字オスキ 1487番1地先から 同 所 同 字 1490番1地先まで	前	19.0 ～ 32.0	30.0	廃道処分
			後	19.0 ～ 22.0	30.0	

2 区域変更する期日 平成15年1月29日

熊本県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年1月29日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子